

記載例

○住民票に記載されている住所を記入してください。

○離婚届と同時に、転入や転居をする場合は、新しい住所を記入し、住民異動届も提出してください。
ただし、休日・夜間窓口に出す場合は、住民異動届の受付はできません。そのため、住所は、住民票に記載されている住所を記入していただき、後日住民異動届をご提出ください。

○二人の話し合いによる離婚は「協議離婚」に✓

○婚姻時に氏が変わった方が旧姓に戻る場合のみ記入してください。

○婚姻前の戸籍にもどる場合
= ✓もとの戸籍にもどる

○新しく旧姓で戸籍をつくる
= ✓新しい戸籍をつくる

○婚姻時に氏が変わった方が現在の氏を使用する場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」が必要です。

窓口または夜間窓口などへ提出する日を記入してください。

離婚届		受理 令和 年 月 日	第 号
令和 8 年 4 月 1 日 届出		通知(送付) 令和 年 月 日	第 号
長 殿		戸籍調査 記載調査 調査票 附 属 住民票 調査	
(1) 氏 名	夫 ヤチマタ タロウ 妻 ヤチマタ ハナコ		
生 年 月 日	平成8年 9 月 1 日 平成9年 4 月 1 日		
住 所	千葉県八街市八街ほ 千葉県八街市八街ほ		
	35番地29 800番地1		
(2) 本 籍	千葉県八街市八街ほ 35番地29		
(3) 氏 名	八街 太郎		
父母及び養父母の氏名	夫の父 八街 一郎 続き柄 長 男 母 八街 陽子	妻の父 山田 健一 続き柄 続 二 女 母 山田 恵子	
父母との続き柄	養父 続き柄 養子 養母 養子	養父 続き柄 養女 養母 養女	
(4) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日 確定 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日 確定		
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		
(5) 未成年の子の氏名	千葉県八街市榎戸415 (寄附) 筆頭者の氏名 山田 花子 父母双方が親権を行う子 八街 二郎 父(人)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 八街 和子 親権者の指定を求めた家事調停又は家事調停の申立てがされている子		
(6) 協賛離婚で親権者の定めをした場合(相違点) 相違点は、お互いの同意がなければなりません。お互いの同意がなければなりません。	<input type="checkbox"/> 夫 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、同意に基づいて合意した。 <input type="checkbox"/> 妻 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、同意に基づいて合意した。		
記入の注意			
届出を消すやマイナンバーで書かないでください。 筆頭者の氏名欄には、戸籍簿に記載されている氏名を記入し、次の地域の氏名を記入してください。 1. 住所 2. パレスチナ(ヨルダン川西岸地区)及び東エルサレム地区(ヨルダン川西岸地区)の住民として登録されている方 3. 協賛離婚の場合、協議離婚の際に、お互いの同意がなければなりません。お互いの同意がなければなりません。お互いの同意がなければなりません。お互いの同意がなければなりません。			
○未成年の子がいる場合 ・未成年の子の氏名欄 ⇒いづれかの欄に、子の氏名(フルネーム)を記入してください。 ・(協議離婚の場合)親権者の定めについて真意に基づいて合意したが ⇒親権者の定めについて真意に基づいて合意したら、✓を入れてください。			
事件簿番号			

昼間繋がりがやすい電話番号を記入してください。

連絡先 夫電話 080-1234-5678
妻電話 090-1111-2222

(6) 同居の期間	令和元年 6 月 から 令和8年 3 月 まで
(7) 別居する前の住所	千葉県八街市八街ほ 35番地29
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業上その他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自営業・商工業・サービス業等個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人売店等(寄公行を除く)の雇用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日本または1年以上の契約の雇用者による) <input type="checkbox"/> 4. 3.に当てはまらない雇用労働者世帯及び会社団体の役員の世界(日本または1年以上の契約の雇用者による) <input type="checkbox"/> 5. 1.から4.に当てはまらないその他の仕事をしている世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしていた者がいない世帯 <small>(国勢調査の年々(令和元年)の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>
(9) 夫の職業	事務職 03
妻の職業	無職 00
(10) 夫の職業	事務職 03
妻の職業	無職 00
その他	
届出人署名(※押印は任意)	夫 八街 太郎 妻 八街 花子
証人(協議離婚のときだけ必要です)	
署名(※押印は任意)	八街 一郎 山田 健一
生 年 月 日	昭和40年 8 月 8 日 昭和42年 10 月 20 日
住 所	千葉県八街市八街い 千葉県八街市八街へ
	84番地10 199番地1060
本 籍	千葉県八街市八街い 千葉県八街市八街へ
	84番地10 199番地1060

□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。
 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。
 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
 届け出た事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられま。

未成年の子がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。
 離婚後の子育ての分担について
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 ・子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全てを行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
 親子交流について
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 ・親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が定期的に、定期的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的に、定期的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的に、定期的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的に、定期的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。
 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。
 養育費の分担について
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 ・未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
 ・養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないなどの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担などの協議に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
 (注) 子の意向に配慮して取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。
 離婚 法務省パンフレット 法務省の解説動画
 ター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を提供します。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
 法務省パンフレットダイヤル 0570-078374 【公式ホームページ】 https://www.houterasu.or.jp

国勢調査の年のみ記入してください。

○署名は必ず本人が自署してください。

○協議離婚(話し合いによる離婚)の場合は、成人2名の承認が必要です。ただし、裁判による離婚の場合には必要ありません。
○必ず、証人が署名してください。

○面会交流・養育費の分担についてチェックしてください。